

青森県報

第二千五百十号

平成十七年
八月一日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団 体 経 営 改 善 課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……二

告 示

青森県告示第六百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者
主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類
名称	行 居宅サービス事業を
所在地	業 所
	指 定 年 月 日

青森県告示第六百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 宏仁会	東津軽郡平内町 大字小湊字薬師堂六三の二三	福祉用具貸与	清風荘福祉用具レンタルサービス	東津軽郡平内町 大字小湊字薬師堂六三の二三	平成 一七・七・三
株式会社十五番タクシ	弘前市大字宮川一丁目一の二	訪問介護	ケアサポート十五番	弘前市大字宮川一丁目一の二	一七・七・三

青森県告示第六百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたとので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字市川町字下大谷地二の五 木田 茂美	市川区域	小型定置漁業

指定居宅介護支援事業者	居宅支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
有限会社大地	弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	平成 一七・七・三
居宅介護支援事業所	業所だいち	
弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二		

